



筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年10月28日

広島法務局 筆界特定登記官
記



筆界特定手續の表示

手續番号 令和7年第32号

対象土地 広島市安佐南区長束三丁目866番3

広島市安佐南区長束三丁目868番1